

2023 度「ジュニアサンゴレンジャー事業」実施要領

1. 目的

こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習、および指導者・教育活動団体のサンゴやサンゴ礁保全活動に関するスキルアップを支援することで、沖縄県のサンゴ礁が末永く保全されるための活動を拡大することを目的とします。支援対象は沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の趣意書・基本理念に合致する活動とします。

2. 申請関係書類の取り扱い

本助成事業の申請のために提出した書類については、審査会内部での取り扱いとし、本人の許可を得ることなく、公開或いは他の業務に利用することはありません。

3. 支援対象経費の内容

本助成に係る対象経費は、非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わるものとなります。団体等の運営に係る人件費、事業に直接関係のない備品や消耗品など主催者が不適切と判断したものは対象外とします。

4. 事業実施

- (1) 事業の実施は、助成審査結果通知書（第 2 号様式）が届いてから開始すること。
- (2) 助成に際しては、金額や内容等に条件を付す場合がある。その際、提示された条件で事業実施が困難な場合は、辞退することができる。
- (3) 助成金が採択された活動団体は、助成審査結果通知書にある採択金額を請求書（第 9 号様式）にて請求することができる。
- (4) 講師派遣や活動の魅力アップ、研究相談などの支援を必要とする場合は、活動支援申請書（第 3 号様式）を提出すること。
- (5) 活動内容を大幅に変更する場合は、活動変更承認申請書（第 4 号様式）を提出し、前もって協議会の承認を受けること。
- (6) 活動の際及び活動の成果を公表する際には協議会の助成をうけたことを明記すること。
- (7) 事情によりやむをえず採択された活動が実施できなくなり、辞退するときは辞退届け（第 10 号様式）を提出すること。

5. 実績報告等

- (1) 活動終了時には、速やかに実績報告書（第 6 号様式）を提出すること。
- (2) 上記と別に、3 ヶ月に 1 回程度の途中経過報告（WEB フォーム利用可）を提出すること。
- (2) 実績報告書には、領収書の写し等の関係書類を添付すること。
- (3) 上記の提出期日は、事業終了後 2 ヶ月以内。
- (4) 実績報告書は協議会のホームページや出版物等で公開する。
- (5) 助成を受けた団体については、助成をうけた年度の直近に行われるサンゴ礁保全推進協議会主催の以下の 3 つのイベントのいずれか一つ以上に参加すること。
 - ・「サンゴ礁ウィーク」（例年 3 月 5 日前後の 2 週間）に行われる成果発表会において口頭発表またはポスター出展をおこなう。
 - ・協議会の「交流会」（2024 年 6-7 月ごろを予定）で行われる成果発表会において、口頭発表またはポスター出展をおこなう。
 - ・「私のサンゴ礁展」（秋頃募集開始、2024 年 1 月末締切予定、サンゴ礁ウィーク期間中に掲出予定）に、活動団体に所属する幼児、小学生、中学生、高校生の絵画作品または写真作品を提出する。

なお、サンゴ礁ウィークか協議会交流会で発表する場合は旅費を支給する。ポスター発表の場合は責任者 1 名、口頭発表の場合は引率 1 名と発表者 2 名の旅費を支給する。県外及び離島からの参加は、年間の採択団体 10 件中の 5 件程度とし、先着順とする。ただし、予算に余裕がある場合はこの限りではない。

6. 助成金の確定

実績報告書（第6号様式）の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（第7号様式）により助成対象者に通知します。

7. 助成金の交付

助成が確定した段階で、助成額を支払います。